



愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年 1月25日 金曜日 第3046号

◇ 目 次 ◇

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	(農地整備課)	49
肥料登録有効期間の更新.....	(農産園芸課)	49
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	(水産課)	49
海岸保全区域の指定の一部改正.....	(港湾海岸課)	49
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課)	53
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課)	53
道路の供用開始(県道今治丹原線).....	(")	53
指定居宅サービス事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課)	53
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(")	54
道路の区域変更(一般国道320号).....	(南予地方局管理課)	54
道路の供用開始(").....	(")	54

雑 報

危険物取扱者試験の実施に関する公示.....	(消防防災安全課)	54
消防設備士試験の実施に関する公示.....	(")	56

告 示

○愛媛県告示第41号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、西条市小松町安井、丹原町明穂地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成31年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(ほ場整備事業・安井地区)変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成31年 1月28日から 2月25日まで
- 縦覧場所
西条市役所小松総合支所及び丹原総合支所

○愛媛県告示第42号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

○愛媛県告示第44号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定(昭和33年 3月愛媛県告示第277号)の一部を次のように改正する。

平成31年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

平成31年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成37年2月19日	愛媛県第1255号	混合有機質肥料	粒状混合有機質肥料1号	窒素全量 6.0 りん酸全量 5.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4

○愛媛県告示第43号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成31年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成31年 1月25日から 2月7日まで

改 正 後				改 正 前			
燧灘沿岸				燧灘沿岸			
海岸名	地区 海岸 名	地先 海岸 名	区 域	海岸名	地区 海岸 名	地先 海岸 名	区 域
省略				省略			
省略				省略			
北浦港 (今治 市)	北浦	浜田	<p>基点1から基点16までを順次結んだ線、基点16、補助点2、補助点1及び基点17を順次結んだ線、基点17から基点43までを順次結んだ線並びに基点43と基点1を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示(角度の表示は、真北)</p> <p>基点1は、今治市伯方町北浦字五十山甲2350番地先の標柱(北緯34度14分3秒、東経133度5分51秒)</p> <p>基点2は、基点1から266度41分42秒23.10メートルの地点</p> <p>基点3は、基点2から348度40分33秒19.99メートルの地点</p> <p>基点4は、基点3から303度31分13秒23.10メートルの地点</p> <p>基点5は、基点4から352度54分23秒64.56メートルの地点</p> <p>基点6は、基点5から357度28分57秒36.97メートルの地点</p> <p>基点7は、基点6から20度08分01秒72.15メートルの地点</p> <p>基点8は、基点7から35度27分44秒30.00メートルの地点</p> <p>基点9は、基点8から302度38分17秒9.99メートルの地点</p> <p>基点10は、基点9から215度27分42秒13.00メートルの地点</p> <p>基点11は、基点10から296度40分34秒37.36メートルの地点</p> <p>基点12は、基点11から291度03分14秒69.99メートルの地点</p> <p>基点13は、基点12から328度08分43秒50.00メートルの地点</p> <p>基点14は、基点13から346度41分46秒60.00メートルの地点</p> <p>基点15は、基点14から110度33分32秒10.00メートルの地点</p> <p>基点16は、基点15から19度04分50秒73.30メートルの地点</p> <p>基点17は、補助点1から139度49分25秒80.09メートルの地点</p> <p>基点18は、基点17から168度24分36秒28.14メートルの地点</p>	北浦港 (伯方 町)	北浦	浜田	<p>イ線、口線、八線、二線、ホ線及びへ線により囲まれた区域</p> <p>注</p> <p>イ線 大字北浦五十山甲1045番地地先、浜田海岸護岸起点標柱から北浦塩田北角甲1343番地地先防波堤先端まで引いた線</p> <p>口線 イ線の終点から大字北浦字森乙14番地地先防波堤基部まで引いた線</p> <p>八線 口線の終点より大字北浦字小島甲1335番地地先準用河川中川と港湾区域との境界標柱から128度4メートルの地点に至る町村道中川線道路敷陸地境界線</p> <p>二線 八線の終点から303度44メートルの地点まで引いた線</p> <p>ホ線 二線の終点より大字北浦字ワシイワ甲1045番地地先浜田海岸護岸起点から326度23メートルの地点に至る浜田海岸護岸及び北浦塩田護岸天端前肩から陸地側20メートルの線</p> <p>へ線 ホ線の終点とイ線の起点を結んだ線</p>

基点19は、基点18から177度12分36秒
35.39メートルの地点

基点20は、基点19から182度14分24秒
31.46メートルの地点

基点21は、基点20から178度37分12秒
8.41メートルの地点

基点22は、基点21から209度34分12秒
76.68メートルの地点

基点23は、基点22から223度55分12秒
51.27メートルの地点

基点24は、基点23から149度53分41秒
9.80メートルの地点

基点25は、基点24から220度08分21秒
1.32メートルの地点

基点26は、基点25から300度31分20秒
9.87メートルの地点

基点27は、基点26から226度18分10秒
99.15メートルの地点

基点28は、基点27から233度16分55秒
8.85メートルの地点

基点29は、基点28から237度20分16秒
41.21メートルの地点

基点30は、基点29から240度18分25秒
28.52メートルの地点

基点31は、基点30から246度22分48秒
32.35メートルの地点

基点32は、基点31から268度41分16秒
3.83メートルの地点

基点33は、基点32から312度13分18秒
44.99メートルの地点

基点34は、基点33から72度35分39秒
29.99メートルの地点

基点35は、基点34から39度13分15秒
11.84メートルの地点

基点36は、基点35から347度04分46秒
10.00メートルの地点

基点37は、基点36から63度35分46秒
54.80メートルの地点

基点38は、基点37から38度13分15秒
80.00メートルの地点

基点39は、基点38から7度18分51秒
179.99メートルの地点

基点40は、基点39から274度12分55秒
332.37メートルの地点

基点41は、基点40から181度13分31秒
106.41メートルの地点

基点42は、基点41から149度26分28秒
25.00メートルの地点

基点43は、基点42から186度37分41秒
13.73メートルの地点

補助点1は、補助点2から102度34分
22秒412.65メートルの地点

補助点2は、基点16から132度30分54

			秒208.54メートルの地点
省略			
省略			
大下港 (今治市)	大下	申浜 奥ジ ヨウ 中ノ 浦 ホコ ラ	<p>基点1、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点2を順次結んだ線、基点2から基点13までを順次結んだ線並びに基点13と基点1を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示(角度の表示は、真北)</p> <p>基点1は、今治市関前大下乙53番3地先の標柱(北緯34度11分18秒、東経132度55分13秒)</p> <p>基点2は、補助点1から27度28分20秒38.12メートルの地点</p> <p>基点3は、基点2から99度25分59秒44.72メートルの地点</p> <p>基点4は、基点3から137度42分41秒106.78メートルの地点</p> <p>基点5は、基点4から172度07分22秒88.86メートルの地点</p> <p>基点6は、基点5から146度35分49秒92.32メートルの地点</p> <p>基点7は、基点6から103度26分05秒81.51メートルの地点</p> <p>基点8は、基点7から150度10分41秒131.47メートルの地点</p> <p>基点9は、基点8から182度02分41秒73.46メートルの地点</p> <p>基点10は、基点9から138度16分08秒35.69メートルの地点</p> <p>基点11は、基点10から177度18分30秒117.18メートルの地点</p> <p>基点12は、基点11から215度12分36秒152.79メートルの地点</p> <p>基点13は、基点12から297度48分25秒197.51メートルの地点</p> <p>補助点1は、補助点2から283度30分39秒40.06メートルの地点</p> <p>補助点2は、補助点3から317度47分37秒52.88メートルの地点</p> <p>補助点3は、補助点4から341度29分49秒553.03メートルの地点</p> <p>補助点4は、補助点5から89度33分37秒127.59メートルの地点</p> <p>補助点5は、基点1から33度13分10秒14.11メートルの地点</p>
省略			

省略			
省略			
大下港 (今治市)	大下	申浜 奥ジ ヨウ 中ノ 浦 ホコ ラ	<p>イ線、口線、八線、二線及びホ線により囲まれた区域</p> <p>注</p> <p>イ線 字申浜甲1429番地々先港湾区域境界標柱より字中ノ浦樋門護岸中心前肩から277度30メートルの地点まで引いた線</p> <p>口線 イ線の終点から字ホコラ63番地々先港湾区域境界標柱まで引いた線</p> <p>八線 口線の終点から180度20メートルの地点まで引いた線</p> <p>二線 八線の終点よりイ線の起点から22度20メートルの地点に至る大下海岸護岸天端前肩から陸地側20メートルの線</p> <p>ホ線 二線の終点とイ線の起点を結んだ線</p>
省略			

○愛媛県告示第45号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市明理川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成31年 1月25日

愛媛県東予地方局長 高橋 正 浩

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	一 色 雅 典	西条市明理川182番地
"	秋 川 久 男	西条市明理川286番地 2
"	秋 川 和 久	西条市明理川281番地 1
"	石 原 浩	西条市明理川163番地 2
"	石 原 保 志	西条市明理川171番地

監 事	秋 川 貴 則	西条市明理川152番地 1
"	稲 井 健 二	西条市明理川318番地14

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秋 川 多 功	西条市明理川152番地
"	一 色 正 喜	西条市明理川288番地 2
"	秋 川 久 男	西条市明理川286番地 2
"	一 色 雅 典	西条市明理川182番地
"	石 原 保 志	西条市明理川171番地
監 事	石 原 浩	西条市明理川163番地 2
"	秋 川 和 久	西条市明理川281番地 1

○愛媛県告示第46号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成31年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 25) 第 15472 号	平成 25 年 12 月 26 日	インテリア不二	赤澤 直治	西条市港新地338	平成 30 年 12 月 5 日	建築工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 29) 第 8312 号	平成 29 年 5 月 30 日	(株)夢創	大久保治彦	今治市石井町 2 - 3 - 1	平成 30 年 12 月 11 日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 26) 第 14416 号	平成 26 年 12 月 20 日	(株)アイワテック	伊藤 四郎	新居浜市黒島 1 - 1 - 10	平成 30 年 12 月 18 日	塗装工事業 熱絶縁工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(特 - 28) 第 14762 号	平成 28 年 7 月 17 日	ヒチフクハウス産業(株)	山本 保信	今治市新田町 1 - 4 - 48	平成 30 年 12 月 19 日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治丹原線	西条市安用甲841番 3	平成31年 1月25日

○愛媛県告示第48号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成31年 1月25日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	しげのぶ清流園	愛媛県東温市田窪2119番地 1	平成30年11月 1 日	通所介護
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	しげのぶ清流園	愛媛県東温市田窪2119番地 1	平成30年11月 1 日	短期入所生活介護

社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	しげのぶ清愛園	愛媛県東温市田窪2119番地 1	平成30年11月 1日	通所介護
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	しげのぶ清愛園	愛媛県東温市田窪2119番地 1	平成30年11月 1日	短期入所生活介護

○愛媛県告示第49号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成31年 1月25日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	しげのぶ清流園	愛媛県東温市田窪2119番地 1	平成30年11月 1日	介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	しげのぶ清愛園	愛媛県東温市田窪2119番地 1	平成30年11月 1日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	320号	北宇和郡鬼北町大字北川333番 2 から 同大字奈良192番 3 まで	旧	メートル 8.0～18.8	キロメートル 0.320	
			新	10.6～22.0	0.320	

○愛媛県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	320号	北宇和郡鬼北町大字北川333番 2 から 同大字奈良192番 3 まで	平成31年 1月25日

雑 報

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。

平成31年 1月25日

一般財団法人 消防試験研究センター
理事長 田 口 尚 文

- 1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日 時	受験願書受付期間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
第1回	平成31年 6月23日（日）	書面申請 平成31年4月9日（火） ～4月19日（金） 電子申請 4月6日（土）9時 ～4月16日（火）17時	書面申請 （一財）消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 T E L . 089 - 932 - 8808 F A X . 089 - 935 - 4484 受付時間（土日、祝祭日を除く。） 9：00～17：00	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用
第2回	平成31年 10月27日（日）	書面申請 平成31年8月30日（金） ～9月9日（月） 電子申請 8月27日（火）9時 ～9月6日（金）17時	電子申請（問い合わせ先） （一財）消防試験研究センター （本部）企画研究部電子申請室 T E L . 0570 - 07 - 1000（専用） 問い合わせ時間（土日、祝祭日を除く。） 9：00～17：00	
第3回	平成32年 2月8日（土）	書面申請 平成31年12月9日（月） ～12月19日（木） 電子申請 12月6日（金）9時 ～12月16日（月）17時		

2 受験地、試験会場、試験種類、開始時刻等

次表のとおりとする。

ただし、学校の生徒等に限り、附表「学校の生徒等の試験会場等」のとおり受験することができる。

区 分	受験地	試 験 会 場	試 験 の 種 類	試 験 開 始 時 刻 （集合時刻）
第1回 （H31.6.23） 及び 第2回 （H31.10.27）	松山市	愛媛大学	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類（科目免除なし。）】 午前10時又は午後2時半 （集合：9時半又は午後2時） 【その他全種類】 午前10時 （集合：午前9時半）
第3回 （H32.2.8）	松山市	愛媛大学	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類（科目免除なし。）】 午前10時又は午後2時 （集合：9時半又は午後1時半） 【その他全種類】 午後2時 （集合：午後1時半）

（備考）乙第4類（科目免除なし）の受験者の午前又は午後受験指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

附表 学校の生徒等の試験会場等

区 分	受験地	試 験 会 場	試 験 の 種 類	試 験 開 始 時 刻 （集合時刻）
第1回 （H31.6.23） 及び 第2回 （H31.10.27）	新居浜市	新居浜工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	午前10時 （集合：午前9時半）
	今治市	今治工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	同 上
	松山市	松山工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	同 上
	八幡浜市	八幡浜工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	同 上
	宇和島市	吉田高等学校	乙種第4類（科目免除なし）、丙種	同 上
第3回 （H32.2.8）	松山市	松山工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類（科目免除なし。）】 午前10時又は午後2時 （集合：9時半又は午後1時半） 【その他全種類】 午後2時 （集合：午後1時半）

（備考）1 学校の生徒等とは、大学、短期大学等を除く学校教育法第1条に掲げる学校＜高等専門学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、中学校、小学校＞の生徒、及び施設入所者等で遠隔地等での受験が困難と事前に本財団の愛媛県支部が認めた受験者をいう。

2 第3回試験の乙種第4類（科目免除なし）の受験者の午前又は午後受験指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

3 受験願書用紙・受験案内等の配付場所

（一財）消防試験研究センター愛媛県支部
愛媛県民環境部防災局消防防災安全課
愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室

松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

○公 告

消防設備士試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。

平成31年 1月25日

一般財団法人 消防試験研究センター
理事長 田 口 尚 文

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日 時	受験願書受付期間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
第 1 回	平成31年 8月4日（日） 開始時刻 10時 （集合9時半）	書面申請 平成31年6月17日（月） ～ 6月27日（木） 電子申請 平成31年6月14日（金）9時 ～ 6月24日（月）17時	書面申請 （一財）消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 TEL . 089 - 932 - 8808 FAX . 089 - 935 - 4484 受付時間 9：00～17：00（土日、祝祭日を除く。）	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用
第 2 回	平成31年 12月22日（日） 開始時刻 10時 （集合9時半）	書面申請 平成31年10月21日（月） ～ 10月31日（木） 電子申請 平成31年10月18日（金）9時 ～ 10月28日（月）17時	電子申請（問い合わせ先） （一財）消防試験研究センター （本部）企画研究部電子申請室 TEL . 0570 - 07 - 1000（専用） 問い合わせ時間 9：00～17：00（土日、祝祭日を除く。）	

2 受験地・試験会場及び試験種類

受験地	試 験 会 場	試 験 の 種 類
松 山 市	愛媛大学	甲種 特・1・2・3・4・5類、乙種 1・2・3・4・5・6・7類

3 受験願書用紙・受験案内等の配付

（一財）消防試験研究センター愛媛県支部
愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室
松山市消防局及び各市・町・地区消防本部